



Title	沖縄返還請求権全般(2)沖縄住民の請求問題に関する調査(訓令)(昭和46年1月7日) 外務省外交史料館レファレンス番号:H221247)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.1 公開日:平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号:2010-6428 CD・DVD番号:H22-009
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

(2) 沖縄住民の請求内容に関する調査（訓令）（昭和46年1月7日）

○
○
○
○

秘密表示(朱印)
秘
 無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	3	
付			
戻			

発送日 昭和46年1月7日
 処理日
 発信日 1月7日
 タイプ
 検査

文書課長 (110) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北 第 2 号 公 信 日 付 昭和46年1月7日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	起案 昭和46年1月6日 起案者 柳 電話番号 2466
協 議 先 条約課長 法規課長		
受 信 者 在沖繩 高瀬木氏	発 信 者 松 知 古 氏	
写 送 付 先 在米大球	(希望発送日)	月 日
件 名 沖繩住民の請求内題に関する調査(訓令)		

GA-2 7 外務省 回覧番号

米北 第 2 号
 昭和46年1月7日

沖縄復帰準備委員会
 日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名)
 沖縄住民の請求内題に関する調査(訓令)

引用公・電信
 日付・番号

沖縄返還協定交渉上及び国合計算
 上必要な、沖縄住民の請求内題
 に関する下記場外緊急調査の上、結果
 逐次回報あり。 札

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1 外務省

事務局と協議済。

1. 講和前補償について

(1) 不測の足額金が支払われたこと、かかる公的方針により、沖縄住民に周知徹底されるか。

(2) 講和の発効開始及び締結の時期。

(3) 申請の要領等を定めた資料のパンフレット等。

(4) 講和前補償の一例として支払われる被災地補償とは、具体的にどのような種類の損害に對する補償か。

那霸軍港海没地と同種のケースとして、米側が何等かの足額金を支払う意向があるか。

2. 入会補償について

沖縄に於いて「入会」は継承権利として、本以慣行として財産的価値があるものと看做されるか。入会の利益が米軍以外の者にとり算される場合、その財産的損失が補償される事例はあるか。

3. 漁業補償について

土地裁判所に保留中の17件の土地が、漁業に設定区域と米軍演習区域と重複しているか。

4. 海没地補償について

那霸軍港海没地の1万坪の海没の時期は、1950年9月10日より以後か。

本信等送付先 米

アメリカ局長

参事官
参事官
北米一課長

秘密標記 (赤色)

秘

参事官
参事官
北米一課長

() 第 43 号

昭和 46 年 1 月 2 日

1月27日 条約のことも関係の上、

③ 漁業交渉 (漁業交渉区域と漁業区域の交渉) 交渉の進展は、報告された通りである。交渉の進展は、報告された通りである。

④ 那覇軍港海没 (報告の由等) 昨午、那覇軍港に海没した船舶の調査結果は、報告された通りである。調査の結果は、報告された通りである。

1. つき及の調査は、新田軍艦の調査結果を待つ。

Handwritten signature

(件名) 沖

引用公日付

標 報

付印
本信
本信
配付先

調査
空
力
調整
査
力
局

46. 1. 22

GA-3-1

在外公館

1. 講和前補償について

(1) 及び見舞金が支払われたことは、1967年1月10日高等弁務官布令第60号「琉球人の講和前補償請求の支払について」により公表された。

右左記同布令公布前において琉球政府が関係市町村に依頼し調査及び申請の受付を行なわしめていたか、琉球政府法務局担当者の説明によると申請受付は統一的方法はとられず、各市町村において区々に行なわれた由である。これの詳細については調査を継続中であるので判明次第報告する。

なお、当時の琉球政府の通達文書は廃棄されている。

(2) 上記(1)の事情により琉球政府及び市町村が調査及び申請の受付を行なった期間は次のとおり。

a. 不法行為による損害(人的及び物的被害)

(a) 1955年12月琉球政府において調査開始。

(b) 1958年8月琉球政府が関係市町村に対し調査依頼

(c) 1959年3月より1959年6月30日まで申請書受理

b. 上記a以外の損失

(a) 1956年1月より1956年3月まで琉球政府の依頼により関係市町村が調査実施。

(6) 1958年11月から1959年3月まで用

調査及び申請書受付

(3) 上記1の事情により不明。詳細はなお調査中。

(4) 請求前補償の一環として行われた

滅失地補償は、嘉手納村において米軍

が飛行場建設のため土砂を採取した

ため土地が海没したものである。(9筆、

所有者9名、面積6.568坪、補償額

¥8,392,32)

2. 入会補償について

不明

入会に対して補償を行なった事例は

調査した限りでは存在しない。

3. 逸業補償について

海没地(2)の
24-2000

係争中の17件のうち次の25件を

除き、これも逸業権設定区域と

演習区域は重複している。なお、17件

の請求原因(理由書)及び逸業権区域図

を参考までに添付する。

a. 渡嘉敷漁業協同組合請求事件(基地

建設による土砂流出を理由としている)

b. 玉城三郎外3名請求事件(船舶航

行区域に指定されたことを理由としている)

4. 海没地補償について

沖縄地区工兵隊不動産副部長サントスの

言によれば、那覇軍港海没地の工事時期は

1948年 ~~1968~~ ¹⁹⁵⁰年 ~~1940~~ ¹⁹⁵⁰年までであり、1950年

7月1日以前に海没している理由である。